

○厚生労働省令第七十九号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第二十八条の規定に基づき、保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十月三十日

厚生労働大臣 田村 憲久

保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令

保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二十二條を次のように改める。

（看護師国家試験の試験科目）

第二十二條 看護師国家試験は、次の科目について行う。

人体の構造と機能

疾病の成り立ちと回復の促進

健康支援と社会保障制度

基礎看護学

地域・在宅看護論

成人看護学

老年看護学

小児看護学

母性看護学

精神看護学

看護の統合と実践

第二十三条を次のように改める。

（准看護師試験の試験科目）

第二十三条 准看護師試験は、次の科目について行う。

人体の仕組みと働き

栄養

薬理

疾病の成り立ち

保健医療福祉の仕組み

看護と法律

基礎看護

成人看護

老年看護

母子看護

精神看護

附 則

この省令は令和五年四月一日から施行する。ただし、第二十二條の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。